

| | | |
|-------|------|---------------------|
| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね |
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり |
| 事務事業名 | | 用排水施設等整備事業 |

1 趣旨

- かんがい排水事業：農業用水の安定確保及び農地の排水条件改善を図るため、農業用排水施設の整備を行う。
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業：基幹農業水利施設の機能保全対策を推進するため、機能診断や劣化状況調査を行うとともに、必要な対策工事を実施する。
- 団体営農業基盤整備促進事業：農業競争力の強化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな農業生産基盤の整備を支援する。
- 団体営地域用水環境整備事業：農業用排水施設を利用して発電を行い、売電収入を土地改良施設の維持管理費に充当して農家負担の軽減や施設の長寿命化を図る取組みを支援する。
- 県単農地有効利用支援整備事業：耕作放棄地の発生を未然に防止するため、国庫補助事業の対象にならない簡易な基盤整備を支援する。

2 事業概要

基幹的な農業用排水施設の整備や補修。簡易な農業生産基盤の整備。

| 事業の種類 | 実施要件 | 負担率(%)※ | | |
|--------------------|--|------------|----------------|----------------|
| | | 国 | 県 | 他 |
| かんがい排水事業 | (農山漁村地域整備交付金事業) 【基幹水利施設整備型】受益面積200ha(畑は100ha)以上、かつ末端支配面積100ha(畑は20ha)以上。ほ場整備等の区画整理を含む事業に関連する地区等にあつては、受益面積及び末端支配面積60ha以上。 【排水対策特別型】降雨時に排水施設の能力不足により湛水が生じる水田、又は常時地下水位が高い水田の面積が50%以上であること。 受益面積20ha以上、かつ末端支配面積5ha以上。 | 50 | 25 | 25 |
| | (農業水利施設保全合理化事業) 受益面積の合計が概ね20ha以上。 | (55) 50 | (27.5) 27.5 | (17.5) 22.5 |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | (農山漁村地域整備交付金事業)(農業競争力強化基盤整備事業) 国営又は県営事業等により造成された農業水利施設であつて、施設機能の向上を主な目的としないもの。土地改良法施行令に基づくものは末端支配面積100ha(畑は20ha)以上。 | 50 | 25 | 25 |
| 団体営農業基盤整備促進事業 | 1地区あたりの事業費が2,000千円以上、受益者2者以上。 | (55) 50 | (15) 10 | (30) 40 |
| 団体営地域用水環境整備事業 | 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれる電力供給対象施設 (①土地改良区が管理する土地改良施設、②農業農村振興に資する公的施設)があること | (50) 50 | (15) 10 | (35) 40 |
| 県単農地有効利用支援整備事業 | 受益面積の合計が1地区あたり5ha未満。 | — | 50 | 50 |

※農業水利施設保全合理化事業、団体営地域用水環境整備事業、団体営農業基盤整備促進事業の負担率の()書きは6法指定地域

3 事業実施主体

県、市町村、土地改良区等

4 当初予算額

- ・かんがい排水事業 [4地区] : 493,500千円
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業 [3地区] : 117,600千円
- ・団体営農業基盤整備促進事業 : 221,860千円
- ・団体営地域用水環境整備事業 [1地区] : 33,250千円
- ・県単農地有効利用支援整備事業 : 36,050千円

| | | |
|---|------|---------------------|
| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね |
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり |
| 事務事業名 | | 淡水化代替水源対策事業 |
| <p>1 趣旨</p> <p>平成14年12月の淡水化中止決定を受け、平成17年度から宍道湖・中海の淡水化に替わる農業用水確保対策に着手した。これにより、恒久的な水源を確保し、農家の安定的な営農活動に資する。</p> <p>斐伊川沿岸地区は国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）で、農林水産省が事業主体となり農業用水確保対策を実施する。</p> | | |
| <p>2 事業概要</p> <p>(1) 斐伊川沿岸地区国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型） 旧平田市及び旧斐川町の農業水利施設を整備するとともに地域用水機能の維持・増進を図る。 所在地：出雲市 完了予定年度：平成27年度</p> <p>(2) 淡水化代替水源対策助成交付金 宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策を実施する事業に係る地元負担額軽減のため、関係市に交付金を交付する。 対象市：松江市、出雲市、安来市 完了予定年度：平成39年度</p> | | |
| <p>3 事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・農林水産省 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・県 | | |
| <p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)・・・183,000千円 ・淡水化代替水源対策助成交付金・・・・・・・・・・・・・19,357千円 | | |

| | | | | |
|--|--|---------------------|--------------------|--------------------|
| 総合 | 基本目標 | I 活力あるしまね | | |
| 発展 | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | |
| 計画 | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり | | |
| 事務事業名 | | 一般農道等整備事業 | | |
| 総合 | 基本目標 | II 安心して暮らせるしまね | | |
| 発展 | 政策名 | 5 生活基盤の維持・確保 | | |
| 計画 | 施策名 | 1 道路網の整備と維持管理 | | |
| 事務事業名 | | 広域営農団地農道整備事業 | | |
| 1 趣旨 | | | | |
| 農業を振興する地域において、幹線道路へつながる農道を整備することにより、農産物輸送の効率化を図り、農業生産性の向上を促進するとともに、併せて農村環境の改善に資する。 | | | | |
| 2 事業概要 | | | | |
| 農業の振興を図る地域における基幹的農道の新設又は改良 | | | | |
| 事業の種類 | 実施要件 | 負担率(%) | | |
| | | 国 | 県 | 他 |
| 広域農道整備 交付金事業 | (道整備交付金事業) ①広域営農団地整備計画に基づく広域農道であつて、地域再生計画に位置づけられ市町村道または林道と連携し実施するもの ②受益面積概ね1,000ha(300ha)以上 ③総事業費概ね20億円以上 | 62.5 | 27.5 | 10 |
| 基幹農道整備 事業 | (農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積概ね50ha(30ha)以上 ②総事業費1億円以上 | 50 | 40 | 10 |
| 一般農道整備 事業 | (農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積概ね30ha以上 ②総事業費5千万円以上 | 50 | 40 | 10 |
| 農道保全対策 事業 | (農山漁村地域整備交付金事業) ①受益面積合計50ha以上 ②総事業費3千万円以上 ③農業農村整備事業で造成され農道として管理されているもの | 50 | 25 | 25 |
| ふるさと農 道整備事業 (県単事業) | ①県営農道に接続する路線は受益面積10ha以上 ②上記①以外のものにあつては受益面積50ha(30ha)以上(農道保全は受益面積50ha以上) | — | 90 ※農道保 全は75 | 10 ※農道保 全は25 |
| () : 過疎地域等 | | | | |
| 3 事業実施主体 | | 県 | | |
| 4 当初予算額 | | | | |
| I-2-1 | 基幹農道整備事業 | (3地区) | : | 281,128千円 |
| | 一般農道整備事業 | (3地区) | : | 273,104千円 |
| | 農道保全対策事業 | (12地区) | : | 711,900千円 |
| | ふるさと農道整備事業 | (3地区) | : | 201,790千円 |
| II-5-1 | 広域農道整備交付金事業 | (2地区) | : | 448,536千円 |

| | | |
|---|------|---------------|
| 総合 | 基本目標 | Ⅱ 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 1 安全対策の推進 |
| 計画 | 施策名 | 7 災害に強い県土づくり |
| 事務事業名 | | 地すべり対策事業 |
| <p>1 趣旨</p> <p>【地すべり対策事業】 島根県は全県域が特殊土壌地帯に指定されており、地すべり等防止法第3条に基づき指定された農地地すべり防止区域が253地域（平成25年3月現在）存在している。 本事業は、「地すべり防止区域」で防止工事を実施することにより、地すべり被害から農地や農業用施設などを守り、農業生産基盤の維持及び経営の安定を図ると共に、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】 県が管理する地すべり防止施設の補修等を実施することにより、災害や事故発生の未然防止を図り、県土の保全と民生の安定に資するものである。</p> | | |
| <p>2 事業概要</p> <p>【地すべり対策事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路・・・・・・・・・・地表水排除工 水抜きボーリング、集水井・・・・地下水排除工 排土、押え盛土・・・・・・・・・・斜面改良工 抑止杭、アンカー・・・・・・・・抑止工 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業分(農村地域防災減災事業)：国1／2、県1／2 ・県単独事業分：県10／10 <p>【農地地すべり防止施設長寿命化事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり防止施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> 承・排水路、水抜きボーリング、集水井等の補修工事 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県10／10 | | |
| 3 事業実施主体 | | 県 |
| <p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策事業（国庫補助事業分）・・・・16地区： 398,055千円 （県単独事業分）・・・・5地区： 29,733千円 ・農地地すべり防止施設長寿命化事業・・・・6地域： 30,000千円 | | |

| | | |
|---|------|---------------|
| 総合 | 基本目標 | Ⅱ 安心して暮らせるしまね |
| 発展 | 政策名 | 1 安全対策の推進 |
| 計画 | 施策名 | 7 災害に強い県土づくり |
| 事務事業名 | | ため池等整備事業 |
| <p>1 趣旨</p> <p>【農村地域防災減災事業】 地域住民の暮らしの安全を確保する観点から、地域の実情に即した老朽化した危険なため池や河川水門等の総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。</p> <p>【県単ため池安全確保事業】 国補助事業の対象から外れるため池の応急整備、廃止を促進する。(団体営事業)</p> | | |
| <p>2 事業概要</p> <p>【農村地域防災減災事業】</p> <p>(1) 主要事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査計画事業：農業用ため池のハザードマップ作成等 ・整備事業：ため池整備、防災ダム整備、農業用河川工作物応急対策 <p>(2) 負担区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ため池整備内地：大規模)国55% 県32% 他13% ・(ため池整備内地：小規模)国55% 県30% 他15% ・(ため池整備離島：小規模)国60% 県31% 他9% ・(防災ダム整備) 国55%、県39%、他6% ・(農業用河川工作物等応急対策：県営)国55%、県37%、他8% ・(農業用河川工作物等応急対策：団体営)(5千円以上)国55%、県42%、他3% ・(農業用河川工作物等応急対策：団体営)(5千円未満)国55%、県32%、他13% <p>【県単ため池安全確保事業】</p> <p>(1) 事業内容：老朽化部位の応急整備、堤防切下げ、廃止</p> <p>(2) 負担区分：県67%、市町村その他33%</p> | | |
| 3 事業実施主体 | | 県・市町村 |
| <p>4 当初予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域防災減災事業 ・県単ため池安全確保事業 <p style="text-align: right;">・・・19地区：651,512千円 35,510千円</p> | | |

【農地整備課】

[その他事業]

| | | | | |
|-----------------|---------------------------|---------------------|---|--|
| 総合 発展 計画 | 基本目標 | I 活力あるしまね | | |
| | 政策名 | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 | | |
| | 施策名 | 1 売れる農林水産品・加工品づくり | | |
| 事務事業名 | | 当初予算額 | 事業概要 | 事業実施主体 |
| 農地・農業用施設等整備事業 | | | | |
| | 県単基幹水利施設整備事業 | 5,100千円 | 国庫補助事業を補完して、基幹農業水利施設を計画的に修繕・更新する。 負担率：県75%、その他25% | 県 |
| | 県単基幹水利施設緊急修繕事業 | 10,200千円 | 基幹農業水利施設の老朽化に伴う故障・事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧を行う。 負担率：県75%、その他25% | 県 |
| | 農業水利施設保全合理化事業(機能保全計画策定) | 28,980千円 | 農業用排水施設等の機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定を行う。 国100% | 県 |
| 国営事業完了地区等対策推進事業 | | | | |
| | 干拓農地売渡促進への支援 | 16,007千円 | しまね農業振興公社が干拓農地の売渡業務を行うために必要な人的・物的体制整備に係る経費や直接必要な経費及び未売渡地の維持管理費について助成する。 | しまね農業振興公社 |
| | 国営事業完了地区等への支援 | 767千円 | 開発地や干拓地の営農・農地利用を促進するため「国営開発農地の有効活用プロジェクト」を通じた活動を展開する。 | 県 |
| | 直轄事業負担金「主要事業」掲載負担金以外 | 256,450千円 | 特定中山間保全整備事業の負担金並びに過去に実施された国営かんがい排水事業斐伊川下流地区に係る地方負担金を償還する。 | 県・市町 |
| 国営造成施設管理事業 | | | | |
| | 基幹水利施設管理事業 | 17,584千円 | 国から県・市町に管理委託された基幹水利施設について、適正に管理を行うため実施する。 受益面積：1,000(500)ha 畑は300(100)ha以上。 負担率：国30%、県30%、市40% ()：地盤沈下地帯 | 県・市 |
| | 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) | 43,197千円 | 農業水利施設の持つ多面的機能を評価し、国営造成施設(一体不可分な附帯県営造成施設を含む)を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため実施する。 負担率：国50%、県25%、市町25% | 【計画更新(策定)事業】 県 【推進活動事業】 県 【強化支援事業】 市町 |